

5. 「週休2日交替制工事（受注者希望型）」
特記仕様書【農業農村整備工事】

1 週休2日（交替制）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、対象者^{※2}が「土曜日・日曜日」を問わず、交替制の勤務により4週8休以上の休日を確保するものをいい、対象期間全体で平均休日率^{※5}が4週8休以上（8日/28日=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

※2 対象者とは、元請け及び施工体制に組み込まれた技術者^{※3}及び技能労働者^{※4}で、非常勤（臨時）で従事する者は除くものとし、対象期間内で連続4週間以上従事している者とする。なお、交替要員を設定した場合は、交替要員は対象者とししない。

※3 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない「現場代理人」・「監理（管理）技術者」・「下請主任技術者」等をいう。

※4 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

※5 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率^{※6}の平均値をいう。

※6 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日の取得率をいう。

※7 夏季休暇又は年末年始休暇は、工事の実態に合わせ取得するものとする。

受注者希望型

- 2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第 22 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者は、月 1 回、対象者の休日確保状況を整理し、監督員に報告すること。
- 4 対象期間中において、週休 2 日（交替制）を達成した場合は、補正係数（別紙 1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、現場管理費率）を変更契約にて計上するものとする。

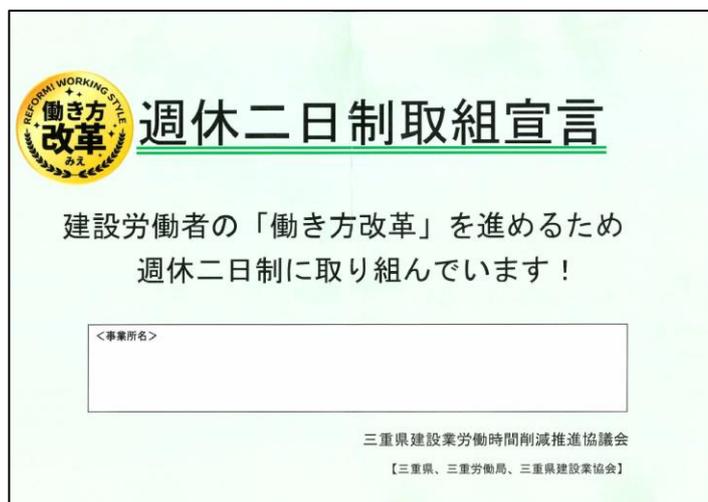
受注者希望型

補正係数（別紙1）

- ・ 労務費 : 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1. 0 1

- 5 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】 A 3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・ HPからダウンロードする場合
【三重県ダウンロードページ】
https://www.pref.mie.lg.jp/J1GY0S/HP/m0156500039_00002.htm
【三重労働局ダウンロードページ】
https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinnsei_00001.html
- ・ 直接受け取る場合
【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課
- ・ 郵送で受け取る場合
厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。